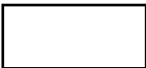


【地方独立行政法人明石市立市民病院 中期計画 新旧比較表】



第2期中期目標	第2期中期計画	第3期中期目標	第3期中期計画
<p><b>前文</b></p> <p>地方独立行政法人明石市立市民病院は、平成23年10月1日の法人設立以降、「患者中心の安全で高度な医療を提供し、市民の生命と健康を守り、市民からの信頼に応える」という変わらぬ基本理念のもと、市民のための病院として地域医療を支え守り続けている。</p> <p>第1期中期目標期間において、地域医療支援病院の承認を受け、地域の中核病院として地域医療への貢献、救急体制の強化を図るなど、市民に対して提供する医療機能の充実や質の向上について一定の役割を果たしてきた。</p> <p>しかしながら、医療を取り巻く環境が厳しいなか、業務運営の効率化に向けた取組に遅れが生じ、結果として安定した経営基盤の確立に至っていないなど経営面での課題が残っている。</p> <p>団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年に向けて、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制を一体的に確保する地域包括ケアシステムの構築が急がれるなか、地域の実情を踏まえた病床機能の再編が喫緊の課題となっている。</p> <p>このような社会情勢のなか、市</p>	<p><b>前文</b></p> <p>平成23年10月1日、明石市立市民病院は地方独立行政法人として新たなスタートを切り、第1期中期計画期間において、市民病院の基本理念に基づき、救急診療体制の強化をはじめ、地域医療支援病院の承認、電子カルテの導入、地域包括ケア病棟の設置など、地域医療機関との連携と役割分担のもとで取り組んできた医療機能や質の向上については、一定の成果を上げてきました。</p> <p>一方で、独立した法人としての機動性や柔軟性を活かして取り組むべき構造改革は道半ばであり、取り組みの遅れを真摯に反省しつつ、さらに改革を進めなければなりません。</p> <p>団塊の世代がすべて後期高齢者となる超高齢社会が到来する2025年に向けて、国は「社会保障と税の一体改革」の流れのなかで、「医療介護総合確保推進法」に基づく地域包括ケアシステムの構築により地域医療改革を進めようとしています。病院は、この一大改革に立ち向かう覚悟とともに、自らの方向性を自らの分析に基づきしっかりと形成することが必要です。</p>	<p><b>前文</b></p> <p>地方独立行政法人明石市立市民病院は、「患者中心の安全で高度な医療を提供し、市民の生命と健康を守り、市民からの信頼に応える」という基本理念のもと、市民のための病院として地域医療を支え守り続けている。</p> <p>第1期（平成23年10月1日～平成28年3月31日）及び第2期（平成28年4月1日～平成31年3月31日）中期目標期間においては、多くの課題に直面しながらも、地方独立行政法人の特長である迅速な意思決定による自律的かつ弾力的な経営環境のもと、理事長以下役員、職員が着実に改革を推進し、診療体制を立て直し財務の改善を図るなど、病院の再建を果たしてきたところである。</p> <p>一方、医療を取り巻く情勢においては、医療と介護の一体改革の流れのなかで、国が示す地域医療構想のもと、超高齢社会における自治体病院のあり方が問われている。地域の実情を踏まえた病床機能の再編が進められるなかで、市民病院は「市民のための病院」として、これまで以上に地域の多様なニーズを踏まえ、市民に寄り添</p>	<p><b>前文</b></p> <p>明石市立市民病院は、喫緊の課題が山積し厳しい経営を余儀なくされていた平成23年10月1日、“地方独立行政法人”に経営形態を変更し、自治体病院としての再生を果たすため不退転の決意をもって改革の一步を踏み出しました。</p> <p>第1期（平成23年10月1日～平成28年3月31日）においては崩壊の危機にあった診療体制を再生し、第2期（平成28年4月1日～平成31年3月31日）では急性期医療を中心に回復期機能にも一定の軸足を置いた診療の充実を図るなど、常に地域医療への貢献を考え市民のための市民病院として求められる役割を果たしてきたところです。</p> <p>現在、医療と介護の一体改革の流れのなかで地域医療のしくみが大きく変わろうとしています。国が示す地域医療構想により医療圏域における病床機能の再整備が進められており、当院は地域密着型の自治体病院として、回復期から慢性期（在宅医療）までの地域医療をどのように支援していくかが</p>

<p>民のための病院として、引き続き高度な総合的医療の提供や医療の質の向上に努めるとともに、地域医療支援病院として地域包括ケアシステムにおいて医療面の中核を担うなど、市民病院として果たすべき役割を積極的に推進することを求める。</p> <p>また、その役割を将来にわたって持続可能とするために、職員が一丸となって、構造改革の推進や安定した経営基盤の確立を実現することが不可欠である。</p> <p>患者や市民、地域の医療機関から信頼される病院として、社会状況の変化に合わせて環境に適時対応できる迅速性、柔軟性のある経営のもと、全力で地域医療を支え守り続けることを強く期待して、第2期中期目標を定める。</p>	<p>地域医療構想を踏まえた診療体制の構築が求められるなか、第2期中期計画では、第1期の成果を礎として、反省を糧として、より安全で安心な医療の提供と患者サービスの向上、そして安定した経営基盤の確立に努め、地域から一層信頼される病院を目指すものです。厳しい医療環境のなかにあっても、市民病院は地域医療の中核を担う病院として、地域医療機関との連携のもと、超高齢社会への進展に伴う医療需要の変化に柔軟に対応しながら質の高い医療を提供し、地域包括ケアシステムの構築にあっては、医療分野での中核的な役割を發揮するとともに、円滑な運営に寄与することが求められていると認識しています。</p> <p>市民病院は、さらなる医療の質の向上はもとより、引き続き構造改革を推進し、安定した経営基盤の確立をもって市民の生命と健康を守り続けるため、ここに第2期中期計画を定めます。</p>	<p>った医療機能の提供が求められている。</p> <p>折しも市は、平成30年4月1日の中核市への移行により、県と市の健康・保健の業務を一元化したあかし保健所を開設し、こどもから高齢者まで、誰もが安心できるくらしの基盤として、迅速で質の高い保健衛生サービスの提供を行っている。あかし保健所と市民病院は、共に地域医療の充実のため、今後は連携をさらに密にしていく必要がある。</p> <p>団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後、地域における医療提供体制の再整備が加速していくなか、市民病院には、医療介護一体改革の本質をしっかりと捉え、地域に根ざした自治体病院として、関係機関への医療における支援を、さらに推進することを期待する。</p> <p>市民病院には、これまでの業務改善の成果を活かしながら、地域医療を支え、守り続けていくことにより、患者や市民、地域の医療機関からさらに信頼される病院となることを強く求め、ここに第3期中期目標を定める。</p>	<p>問われています。これからの超高齢社会において自治体病院の果たすべき役割は、より重要度を増してくるものであり、また、当院に地域から寄せられる期待に応えられるよう、医療機能のさらなる充実を図っていかねばなりません。</p> <p>一方、経営面では、独法化前の巨額の赤字を出していた状況から脱し、第1期の終わりからは安定した黒字経営へと大きく改善してきています。</p> <p>第3期は、老朽化が進む施設の建て替えを見据えた病院のあり方、将来像を検討する時期となり、中長期的な投資計画の必要性からも、安定した収益を持続する経営努力が不可欠であると認識しています。</p> <p>市民病院は、理事長をはじめ役員並びに職員が不断の努力をもって推し進めてきた改革の成果を礎とし、さらなる医療の質の向上と経営基盤の確立に取り組みます。</p> <p>そして、市民の生命と健康を守るという使命のもと、“医療の明日へ”、これからも歩み続けます。</p>
<p><b>第1 中期目標の期間</b>  中期目標の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。</p>	<p><b>第1 中期計画の期間</b>  中期計画の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とします。</p>	<p><b>第1 中期目標の期間</b>  中期目標の期間は、2019年4月1日から2023年3月31日までの4年間とする。</p>	<p><b>第1 中期計画の期間</b>  中期計画の期間は、2019年4月1日から2023年3月31日までの4年間とします。</p>

<p>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 市民病院の果たすべき役割の明確化</p> <p>(1) 医療機能の明確化 急性期医療を提供する地域の中核病院として、地域のニーズ等に沿った医療機能の充実や施設の整備、医療従事者の確保・育成等に寄与すること。また、地域における効率的な医療提供体制を構築するために、適正な病床数の配置を検討すること。</p>	<p>第2 市民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 市民病院の果たすべき役割の明確化</p> <p>(1) 医療機能の明確化 市民病院は、市民のための高度な総合医療を提供します。 総合病院として多くの診療科を有し、一般病院では受け入れが困難な複合的疾患をもつ患者にも対応します。 また、入院や手術を中心とした急性期医療を安定して提供するとともに、必要な患者に対する在宅復帰へ向けた十分な退院調整を行うほか、在宅療養後方支援病院として在宅患者の急変時におけるバックアップ体制を他の医療機関と連携し構築します。 地域医療構想に基づく病床規模及び医療機能のあり方について、東播磨圏域の構想の実態を踏まえて十分な準備を進めます。</p>	<p>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 市民病院としての役割の明確化</p> <p>(1) 医療機能の明確化 高齢化がさらに進展するなかで、必要な医療従事者の確保や医療機器の整備等を行い、地域の医療需要や新たな医療課題に対応すること。</p>	<p>第2 市民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 市民病院としての役割の明確化</p> <p>(1) 医療機能の明確化 市民病院は、地域の医療需要や課題を鑑み、医療機能の強化・充実を図り、市民のための高度な総合的医療を提供します。 総合病院として多くの診療科を有し、一般病院では受入が困難な複合的疾患をもつ患者にも対応します。 急性期医療を中心に、回復期においても疾患や病状に応じた医療サービスを提供します。 患者が退院した後も、必要に応じて他の医療機関と連携し、在宅療養後方支援病院として在宅患者の急変時におけるバックアップを行う他、病院併設の訪問看護ステーションを活用するなど、入院から在宅まで切れ目のない診療および支援に取り組みます。</p>
<p>(2) 地域包括ケアシステムのなかでの役割の明確化 団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、医療・介護サービスの総合的な充実を図るため、公的な医療機関として地域包</p>	<p>(2) 地域包括ケアシステムのなかでの役割の明確化 地域包括ケアシステムのなかで在宅における医療と介護が一体的に提供できるよう、市や医師会、介護事業者と連携しながら、地域</p>	<p>(2) 地域包括ケアシステムにおける機能の強化 市が医療・介護サービスの総合的な充実を図るうえで、市民病院は、地域包括ケアシステムにおける中心的な役割を担う体</p>	<p>(2) 地域包括ケアシステムにおける機能の強化 地域医療支援病院として、地域包括ケアシステムのなかで在宅における医療と介護が一体的に提供できるよう、市や医師会、</p>

<p>括ケアシステムにおける中核的な役割や位置付けを明確にすること。</p>	<p>医療支援病院としての役割をさらに一段高めます。</p> <p>具体的には、急性増悪時の在宅患者をすみやかに受け入れ、在宅に戻すサブアキュート機能を発揮するほか、市の在宅医療・介護連携推進事業にも積極的に協力し、公的医療機関としての役割を果たすべき部門についてはその使命を果たしつつ、明石市における地域包括ケアシステム体制の構築に寄与していきます。</p> <p><b>【目標値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケア病棟稼働率</li> </ul>	<p>制を整え、積極的な対応を行うこと。</p>	<p>介護事業者等との一層の連携強化に努めます。</p> <p>具体的には、急性増悪時の在宅患者をすみやかに受け入れ、在宅に戻すサブアキュート機能を発揮する他、市の在宅医療・介護連携事業にも積極的に協力します。また、これまで地域のケアマネジャーを対象に行ってきた研修事業も継続して取り組みます。</p> <p>高齢者を中心とした地域包括ケアの推進に留まらず、明石市が推進する全ての世代を包含する地域共生社会の実現に向けて、在宅重度障害者（児）のレスパイト入院の受入を行うなど、地域包括ケアシステムにおける中心的な役割を果たします。</p> <p>平成30年度に病院敷地内に開設した訪問看護ステーションを活用し、訪問看護とリハビリテーションの連携したサービスのもと、患者が退院した後も住み慣れた地域で安心して生活できるようサポートに取り組みます。また、地域の訪問看護ステーションと連携・協働し、地域全体の在宅介護、医療の質の向上を図ります。</p> <p>さらに、インクルージョンの推進に向けて、医療的ケアが必要な児童の普通学校通学のため</p>
--	---	--------------------------	--

			の訪問看護師の学校への派遣などを進めていきます。
<p>(3) 災害等緊急時への対応</p> <p>市が中核市への移行に向けて検討を進めているなか、大規模災害の医療や感染症対策など医療拠点としての役割を認識し、市及び地域の医療、保健、福祉等に係る諸機関と連携・協力して、迅速かつ的確に対応できる体制を構築すること。</p>	<p>(3) 災害等緊急時への対応</p> <p>災害時において、市や地域医療機関と連携しながら市民の安全確保に率先して取り組むなど、「災害対応病院」としての役割を果たします。そのために、平時から、対応マニュアルの整備や災害医療に関する研修、医療救護を想定した訓練等を実施します。</p> <p>また、新型インフルエンザなどの既存の感染症に加え、新興感染症の発生時においても、診療体制を確保するとともに、先導的かつ中核的な役割を担います。</p>	<p>(3) 災害及び重大な感染症発生時への対応</p> <p>大規模災害や新型インフルエンザ等の重大な感染症の発生など、健康危機の事象発生に備え、あかし保健所をはじめとする市の関係機関と連携、協力のもと、迅速に対応できる体制を整備すること。</p>	<p>(3) 災害及び重大な感染症発生時への対応</p> <p>大規模災害や感染症の流行などの健康危機の事象発生に備え、あかし保健所をはじめとする市の関係機関と共同で研修、訓練を実施するなど連携を強化します。有事の際は協力して迅速に対応できるよう、体制整備に努めます。</p> <p>災害発生時においては、市や地域医療機関と連携しながら市民の安全確保に率先して取り組むなど、「災害対応病院」としての役割を果たすとともに、災害に備えて事業継続計画（BCP）を策定し、適宜見直しを行いながら、適切に対応します。</p> <p>また、新型インフルエンザや既存の感染症、新興感染症の発生時においても診療体制を確保するとともに、先導的かつ中核的な役割を担います。</p>
<p><b>2 高度な総合的医療の推進</b></p> <p>(1) 急性期医療の総合的な提供</p> <p>多くの診療科を有する総合病院として、入院や手術を中心とした急性期医療を提供するとともに、複合疾患や患者ケアに総合的に対応する体制づくりを推進す</p>	<p><b>2 高度な総合的医療の推進</b></p> <p>(1) 急性期医療の総合的な提供</p> <p>幅広い診療科が、総合的かつ安定した急性期医療を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内科系（内科、循環器内科、心療内科・精神科、消化器内科、小児科）</li> </ul>	<p><b>2 高度な総合的医療の推進</b></p> <p>(1) 急性期医療を中心とした総合的な医療の提供</p> <p>多くの診療科を有する総合病院として、急性期医療の提供を推進するとともに、複合疾患を有する患者等に対応した医</p>	<p><b>2 高度な総合的医療の推進</b></p> <p>(1) 急性期医療を中心とした総合的な医療の提供</p> <p>幅広い診療科が、総合的かつ安定した急性期医療を提供します。各診療科の体制の充実を図り、高度な総合性の発揮という使命の</p>

<p>ること。</p> <p>がんや脳血管疾患、心疾患、消化器系疾患のほか、高齢化の進展に伴い増大する整形外科系、呼吸器系等の疾患に対応できるよう機能の強化を図ること。</p> <p>また、その他地域で必要な医療の提供体制の充実に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外科系（外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、麻酔科）</li> <li>・ その他（救急総合診療科、放射線科）</li> </ul> <p>各診療科の体制の維持、充実を図るとともに、耳鼻咽喉科医や呼吸器内科医を確保し、各診療科が高度な総合性の発揮という使命のもと整合性をもって連携します。</p>	<p>療を提供すること。</p> <p>国等の動向を見極めながら、公立病院として、医療機能の充実や強化を図り地域で不足する機能を補完するなど、市民等にとって必要な医療を提供すること。</p>	<p>もと整合性をもって連携します。</p> <p>内科系診療科においては、総合内科を中心とした専門診療科の連携を更に強化することで、積極的に患者の受入を行います。外科系診療科においては、悪性疾患のみならず良性疾患に対しても腹腔鏡等を用いた低侵襲治療に積極的に取り組みます。また、近隣他病院の診療状況を踏まえつつ、特徴的な専門診療や手術への取組を引き続き推進します。</p> <p>市民病院として地域において不足する機能の補完を図るべく、医療政策の動向や、地域の状況を見極めながら、急性期だけではなく、急性期後においても診療の充実を図り、入院から在宅までの包括的な支援に取り組みます。</p> <p>具体的には、回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟、訪問看護ステーションの更なる活用を図り、急性期を脱した後、安心して退院後の生活に移行できるよう、必要に応じて多職種が連携して支援を行います。また、患者の状態にあわせてそれぞれの病棟および訪問看護ステーションが持つ特性を活かし、急性期から回復期、在宅に至るまで、病態に合った医療の提供に取り組みます。</p> <p><b>【目標値】</b></p>
---	--	---	---

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性期機能病棟稼働率</li> <li>・地域包括ケア病棟稼働率</li> <li>・回復期リハビリテーション病棟稼働率</li> <li>・訪問看護ステーション訪問回数</li> </ul>
<p>(2) 救急医療の推進</p> <p>二次救急診療や一次救急の後方支援、地域の小児医療の要として小児救急の充実など、地域の基幹病院として救急医療のさらなる充実と受入強化を図り応需率を高めること。</p>	<p>(2) 救急医療の推進</p> <p>院内各科の密接な連携により、救急患者の受入要請にできる限り断ることなく最大限応えていきます。医療スタッフのスキルアップなど救急受入体制の充実を図り、緊急かつ重篤な患者を一層受け入れるほか、小児救急については、地域医療機関からの救急要請に応える時間外の小児二次救急体制の充実等さらなる積極的な対応に努めます。</p> <p>また、救急隊との症例検討会の開催により、市消防本部等とのさらなる連携強化を図ります。</p> <p><b>【目標値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急車搬送患者数</li> <li>・お断り率</li> </ul>	<p>(2) 救急医療の推進</p> <p>二次救急診療や一次救急の後方支援、地域の小児医療の要として小児救急の充実など、地域の基幹病院として救急医療の充実を図ること。</p>	<p>(2) 救急医療の推進</p> <p>地域の救急医療を守るため、医療機関や救急隊からの救急患者の受入要請にできる限り断ることなく、最大限応えていきます。</p> <p>第2期中期計画期間中に整えた救急診療体制の維持に努め、市民病院として他病院では受入が困難な緊急かつ重篤な患者に対応します。また、比較的軽症な患者に対しては、夜間休日応急診療所やかかりつけ医と連携・協力のもと対応を行います。</p> <p>小児救急については、地域医療機関からの救急要請に応える時間外の小児二次救急体制の維持・充実に努め、積極的な対応を行います。</p> <p>また、救急隊との症例検討会を開催するなど、近隣地域の消防本部等とのさらなる連携強化を図ります。</p> <p><b>【目標値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急車搬送患者数</li> <li>・お断り率</li> </ul>

<p>(3) 予防医療及び市と連携した政策医療 市民の健康増進を図るため、市の保健・福祉行政と連携して、各種健康診断の実施やハイリスク小児の予防接種への対応、社会問題となっている認知症の初期鑑別診断などの社会的要請に応えていくこと。</p>	<p>(3) 予防医療及び市と連携した政策医療 一般的な健康診断のほか、地域の小児科の中核病院として乳児健診や小児の予防接種を実施するなど、市民の健康増進への貢献に努めます。 また、認知症対応にかかる県登録の専門医療機関として、かかりつけ医からの紹介に基づく初期鑑別診断を、より積極的に行います。 市との協働による障害者福祉施策の推進や中核市移行に伴う保健業務に関連する職員派遣の検討など、市との連携を一層進めます。</p>	<p>(3) 市と連携した政策医療の充実 あかし保健所をはじめ市の関係機関と連携して、市民の健康増進を図り、各種健康診断や認知症の初期鑑別診断などの社会的要請に応えていくこと。 市が2020年度に病院敷地内に整備する障害者等歯科診療所について、後方支援など医療連携に努めること。</p>	<p>(3) 市と連携した政策医療の充実 一般的な健康診断や特定健診、地域の小児科の中核病院として乳児健診や小児の予防接種を実施するなど、市民の健康増進及び疾病予防への貢献に努めます。 認知症患者について、市の認知症支援の取組に対し、市民病院では認知症初期鑑別診断を継続して実施します。 また、市が2020年度に病院敷地内に整備を予定している障害者等歯科診療所について、必要に応じて診療面において協力するとともに、敷地内に歯科診療所がある環境を活かし、医科歯科連携の充実を図ります。</p>
<p><b>3 利用者本位の医療サービスの提供</b></p> <p>(1) 医療における信頼と納得の実現 患者やその家族等の病院利用者に対し、市民病院の役割・機能について、わかりやすく説明し、有意義な情報を提供すること。 インフォームド・コンセントを徹底するなど患者からの信頼と納得が得られる医療の提供に努めること。</p>	<p><b>3 利用者本位の医療サービスの提供</b></p> <p>(1) 医療における信頼と納得の実現 「入退院支援センター」で入院から退院まで患者をサポートし、病院生活に関する不安を少しでも解消していただくなど、医療スタッフは、患者やその家族の目線に立った対応で信頼関係の構築に努めます。 また、インフォームド・コンセントについて、看護師さらには必</p>	<p><b>3 利用者本位の医療サービスの提供</b></p> <p>(1) 医療における信頼と納得の実現 患者の権利を尊重し、医療相談等の実施により、信頼と納得が得られる医療サービスの提供を図ること。 患者中心の医療を実践するため、患者自身が自分に合った治療を選択できるよう、インフォームド・コンセントを徹底すること。</p>	<p><b>3 利用者本位の医療サービスの提供</b></p> <p>(1) 医療における信頼と納得の実現 患者中心の安心・安全な医療を実現するため、インフォームド・コンセントの標準化、入退院支援センターの継続運用に取り組みます。 インフォームド・コンセントについて、看護師の他、必要に応じて認定看護師や医療ソーシャルワーカー（MSW）が同席</p>



	<p>要に応じて医療ソーシャルワーカーが同席し、医師とのやりとりをフォローして患者や家族の不安を軽減しつつ実施するなど、十分な納得が得られるよう対応します。</p>		<p>し、疾患や治療方法について十分な理解が得られた上で、医療者と患者が協力して治療に取り組めるよう対応します。</p> <p>また、入退院支援センターを機能的に運用し、入院への不安を軽減し、安心して入院生活を送れるよう支援します。退院に際して支援が必要な患者に対し、同意を得た上で、退院後速やかに自宅での生活あるいは療養に移行できるよう、入院前からMSWや退院支援看護師が必要な支援を検討し、サポートします。</p>
<p>(2) 利用者本位のサービスの推進 市民や患者等のニーズを的確に把握し、受療環境や患者等の利便性の向上など、利用者本位の医療サービスに向けて改善を続けること。</p>	<p>(2) 利用者本位のサービスの推進 患者アンケートやご意見箱に寄せられた意見、さらには診療業務改善・サービス向上委員会で職員から提起される課題点等から患者や来院者のニーズを把握し、必要な改善策を講じます。</p> <p>また、より快適な受療環境を提供するため、施設の利便性の向上や、病室や診察室におけるプライバシーの確保への配慮など、適切な施設の管理、環境の保全に取り組めます。</p> <p>診察や検査等の待ち時間についても、年一回以上の実態調査を実施し、現状と課題を把握し、必要に応じた改善を図ります。</p> <p>また、院内ボランティアと連携</p>	<p>(2) 利用者本位のサービスの向上 市民や患者のニーズを的確に把握し、受療環境等の継続的な改善など利用者本位のサービスのさらなる向上を図ること。</p>	<p>(2) 利用者本位のサービスの向上 患者アンケートなどの各種調査、ご意見箱に寄せられた意見、さらには診療業務改善・サービス向上委員会で職員から提起される課題点等から患者や来院者のニーズを把握し、必要な改善策を講じます。</p> <p>また、より快適な受療環境を提供するため、施設の利便性の向上や、病室や診察室におけるプライバシーの確保への配慮など、適切な施設の管理、環境の保全に引き続き取り組めます。</p> <p>院内ボランティアと連携し、受付サポートの一層の充実に努めます。外国人患者の受診に対し、必要に応じて英語、中国語</p>

	し、受付サポートの一層の充実に努めます。		の対応可能な職員が診察へ同行する他、聴覚障害を持つ患者に対しては市と連携して手話通訳の派遣を受けるなど、安心して受診できるよう支援を行います。
<b>4 地域とともに推進する医療の提供</b>  (1) 地域医療支援病院としての役割の推進 地域の医療機関の後方支援を行うとともに、協働して地域の医療を担う体制を整備し、地域医療支援病院としての役割を積極的に果たすこと。	<b>4 地域とともに推進する医療の提供</b>  (1) 地域医療支援病院としての役割の推進 市医師会役員との病院運営協議会や関連医師会推薦の医師との地域連携推進委員会などを通じて、医師会との連携をより一層強化します。 地域医療支援病院として、登録医との連携のもと開放病床の有効活用を図るほか、地域の医療機関との顔の見える連携を一層深め、かかりつけ医の後方支援や病病連携、病診連携を積極的に推進します。また、オープンカンファレンスや研修会等の充実に図り、地域の医療従事者の育成にも寄与します。  <b>【目標値】</b> ・ 紹介率、逆紹介率 ・ オープンカンファレンス開催回数、参加者数	<b>4 地域とともに推進する医療の提供</b>  (1) 地域医療支援病院としての役割の強化 地域の医療機関との連携強化に努め、協働して地域医療のさらなる充実に取り組むこと。医療機器や病床の共同利用のほか、地域の医療従事者への研修など地域医療支援病院としての役割を積極的に果たすこと。	<b>4 地域とともに推進する医療の提供</b>  (1) 地域医療支援病院としての役割の強化 市医師会役員との病院運営協議会や関連医師会推薦の医師との地域連携推進委員会を継続し、地域の医療機関とのさらなる連携の強化に努めます。また、地域医療機関からの紹介患者がスムーズに受診できるよう、診療予約などでは今まで以上に遺漏なく迅速に対応できるよう体制を整えるとともに、当日急患の紹介にも可能な限り対応します。 退院時においては、必要に応じて、在宅療養後方支援病院としての登録を行い、在宅医療を担う医療機関の後方支援の充実に努めます。 さらに、施設、設備の共同利用に加え、オープンカンファレンスや研修を実施し、病病連携、病診連携に加えて地域の医療従事者の育成を図ります。

			<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紹介率・逆紹介率</li> <li>・オープンカンファレンス開催回数、参加者数</li> </ul>
<p>(2) 地域の医療・介護等との連携の推進</p> <p>利用者の視点に立った切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築するため、医療機関や介護事業者等の多職種が連携して取り組める体制づくりに貢献すること。</p>	<p>(2) 地域の医療・介護等との連携の推進</p> <p>ア 地域包括ケアシステムにおいて当院が公立病院として機能していくために、院内システムとして、医療介護連携課と「入退院支援センター」が有機的に連携する患者中心の診療体制を円滑に運営します。</p> <p>イ 医療ソーシャルワーカーが要となって、在宅療養・介護に関わる専門職やかかりつけ医までを包括したネットワークを再構築して、集患を図ります。市等と連携し、地域の医療機関やケアマネージャーなど介護関係者が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の課題抽出と対応協議を行います。</p> <p>ウ 医療・介護関係者に対する情報共有ツール等の導入支援、介護職種を対象に医療関連をテーマにした研修会の開催等を行います。</p> <p>エ かかりつけ医と連携して栄養指導に取り組むなど、管理栄養士が地域で顔の見える</p>	<p><del>(2)</del> (※削除 第1の1の(2)に集約)</p>	<p><del>(2)</del> (※削除 第1の1の(2)に集約)</p>

	る活動を展開し、栄養管理を通じた地域連携の推進を図ります。		
<p>(3) 地域社会や地域の諸団体との交流</p> <p>市民や関係団体に公開講座やイベントを通じて急性期医療から在宅医療・介護に関する知識の普及・啓発を行うこと。</p> <p>また、市民等が医療及び介護のあり方に関心を持ち、疾病予防や介護予防にも積極的に取り組んでいけるような機会づくりを担うこと。</p>	<p>(3) 地域社会や地域の諸団体との交流</p> <p>市民や各種関係団体を対象とした健康講座21や生活習慣病(糖尿病)予防教室、母親学級、疾患別セミナーなど総合病院の特性を活かした知識の普及、啓発に引き続き取り組みます。</p> <p>また、市と連携した保健医療情報の発信及び予防普及啓発に取り組めます。</p>	<p>(2) 地域社会や地域の諸団体との交流</p> <p>地域社会や関係団体等を対象に、医療や介護、健康づくり等に関して、積極的な情報提供や講座等を行うなど、地域との交流を通じて、地域医療に貢献すること。</p>	<p>(2) 地域社会や地域の諸団体との交流</p> <p>当院の診療および取組内容の広報の他にも、市民や各種関係団体を対象とした健康講座21や糖尿病教室など、総合病院の特性を活かし、健康に関する知識の普及、啓発や、市と連携した保健医療情報の発信及び普及啓発に引き続き取り組みます。</p> <p>また、市が社会福祉協議会に委託して運営している地域総合支援センターで実施しているまちなかゾーン協議会における「いきいき教室」への講師派遣などを通じて市民の健康づくりにも貢献します。</p> <p>さらに、2019年に明石市にて開催が予定されているB-1グランプリ全国大会等の市内で開催される行事、イベントに救護担当として職員を派遣するなど、医療機関としての特徴を生かした地域貢献に取り組めます。</p>

## 5 総合力による医療の提供

(1) チーム医療と院内連携の推進  
医療に携わる全職員が、部門や職種を超えた良好なコミュニケーションのもと、各職種が協働してチーム医療を推進し、患者に対して最善の医療を提供すること。

## 5 総合力による医療の提供

(1) チーム医療と院内連携の推進  
ア 日常の診療において、患者に対して医師や看護師、コメディカルなど多職種が、それぞれの専門領域の視点から密にコミュニケーションをとり、連携して最善の治療やケアを行います。  
イ 感染制御や栄養サポート、褥瘡対策など、テーマごとにエキスパートをはじめ多職種が連携する医療チームを編成し、専門サービスを提供します。  
ウ 入院から退院までの切れ目のない患者支援体制「入退院支援センター」を、院内連携により円滑に運営します。予約センター、紹介カウンター、入院サポートセンター、医療ソーシャルワーカー等が一連の流れに沿って位置付けられ有機的に連携します。そして、関係職員による定期的なミーティングを行い、連携面、運営面等の課題点を抽出して解決を図ります。

### 【目標値】

・入退院支援ミーティング回数

## 5 総合力による医療の提供

(1) チーム医療と院内連携の推進  
患者に対して最良の医療を提供するため、すべての職員が診療科や職種をこえて連携し、良好なコミュニケーションのもと、専門性を生かした質の高いチーム医療を推進すること。

## 5 総合力による医療の提供

(1) チーム医療と院内連携の推進  
個々の患者の状態や必要なケアに対応するため、医師や看護師、その他コメディカル、さらには事務職なども含め、多職種が診療科や職種を超えて連携し、それぞれの専門領域の視点から密にコミュニケーションをとり、最善の治療やケアを行います。  
委員会やチーム活動においても多職種が連携して活動するなど、それぞれの専門性を発揮してより質の高いチーム医療を推進します。

<p>(2) 情報の一元化と共有 DPC（診断群分類別包括評価）による診療情報や病床管理情報など、医療に関する重要な情報を担当部署に一元化するとともに、関係部署で共有することによって、患者に対してより安全で質の高い効果的な医療を提供すること。</p>	<p>(2) 情報の一元化と共有 医事課において診療情報や医事情報など一元管理し、迅速かつ適切な分析によって作成する速報資料や分析レポート等により、幹部職員をはじめ院内への情報提供と共有を行います。 また、医事課は、効率的な病床管理が行えるよう、DPC（診断群分類別包括評価）情報を元に、入院期間等の情報を「入退院支援センター」に提供します。</p>	<p>(2) 情報の一元化と共有 より安全で効果的な医療を提供するため、医療情報や現場運営情報の一元化を図るとともに関係部署で情報の共有化を進めること。</p>	<p>(2) 情報の一元化と共有 医事課および財務課、経営企画課において診療情報や医事情報、財務情報などを管理し、迅速かつ適切な分析によって作成する速報資料や分析レポート等により、幹部職員をはじめ院内への情報提供と共有を行います。 DPC等の診療情報を元に、入院期間の状況をベッドコントロール部門に提供する他、厚労省等が公開しているデータを比較・分析することによって、標準医療の提供に貢献します。</p>
<p><b>6 医療の質の向上</b></p> <p>(1) 継続的な取組による質の向上 医療職等は専門学会や研究会に積極的に参加し自己研鑽に努めるとともに、高度専門医療の知識と技術の習得に努力すること。 また、各種専門の教育研修病院としての資格や高度専門医療実施病院として必要な施設基準を取得すること。 診療情報の分析や評価指標の活用などによる医療の質の向上に努めること。</p>	<p><b>6 医療の質の向上</b></p> <p>(1) 継続的な取組による質の向上 職員が意欲をもって専門性の高い知識及び技術を習得できるよう、学術や研究にかかる活動を支援します。 また、新たな高度専門医療の施設基準の取得に努めます。 有用なクリニカル・インディケーター（臨床指標）を設定し、評価、分析して医療の質の改善につなげます。 クリニカルパス推進委員会での検討や部門間の連携を推進し、クリニカルパスの評価、改善、拡充を行います。 あらゆる機会を通じて、医療の</p>	<p><b>6 医療の質の向上</b></p> <p>(1) 医療安全や感染防止対策の徹底 医療事故や院内感染に関して、情報収集や分析を行い、予防や再発防止等の対策を徹底すること。また、あかし医療安全ネットワークの活動を通じて、他病院の取組を参考にするなど、安全な医療の推進を図ること。</p>	<p><b>6 医療の質の向上</b></p> <p>(1) 医療安全や感染防止対策の徹底 医療安全管理委員会・院内感染対策委員会において、医療事故や院内感染などに関する情報収集と原因分析を行い、その情報を共有することによって予防と再発防止に取り組みます。 医薬品に関連するインシデントを減らすため、薬剤管理業務の充実に取り組みます。全病棟、手術室、入退院支援センター、外来化学療法室、腎・透析センター等に薬剤師を配置することで、多職種とのハブとなり、医療安全管理に寄与します。</p>

	<p>品質改善及び向上の努力を続けます。</p> <p>&lt;関連指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パス数</li> </ul> <p><b>【目標値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パス適用率</li> </ul>		<p>また、全職員を対象に医療安全ならびに感染対策に関する教育を各階層において展開し、院内の医療安全風土の醸成を進めます。</p> <p>さらに、市民病院として、あかし医療安全ネットワークでの活動や感染防止対策においても他の医療機関や保健所等の関連機関と連携し、地域における医療安全風土の醸成に取り組みます。</p>
<p>(2) 医療安全や院内感染防止対策の徹底</p> <p>患者に安全安心な医療を提供するため、医療安全管理部門の機能をさらに強化するとともに、医療事故や院内感染に関する情報収集と分析を行い、医療事故等の予防、再発防止対策の徹底を図ること。</p>	<p>(2) 医療安全や院内感染防止対策の徹底</p> <p>医療安全管理委員会・院内感染対策委員会において、医療事故や院内感染などに関する情報収集と原因分析を行い、その情報を共有します。また、院内巡回や流行性感染症の動向把握などにより、防止対策を徹底します。</p> <p>院内感染を確実に防止するため、ICT(院内感染対策チーム)の活動を充実させます。</p>	<p>(2) 質の向上のための取組の強化</p> <p>医療の質や患者サービスの向上を図るため、TQM活動のさらなる推進等に取り組むとともに、職員は自己研鑽に努め、必要な知識や技術の習得を図ること。</p> <p>また、各種専門の教育研修病院としての資格や高度専門医療実施病院として必要な施設基準を取得すること。</p>	<p>(2) 質の向上のための取組の強化</p> <p>医療の質や患者サービスの向上を図るため、TQM活動の更なる推進に取り組めます。電子カルテシステムのリプレイスも視野に入れ、院内のシステムやプロセスの再検討を行うなど、質の向上と効率化を図ります。</p> <p>また、ISO9001について、認証継続をめざし、内部監査や質マネジメントシステム構築に取り組み、PDCAサイクルを回し続けます。また、医療の質の向上の観点からもBSCを活用し、QC活動の定着を図ります。</p> <p>クリニカルパス推進委員会において、パス大会を開催し、診療科や部門における診療の標準化にかかる取組について情報共</p>

			<p>有し、診療の質の改善につながります。</p> <p>職員が意欲をもって専門性の高い知識及び技術を習得できるよう、学術や研究にかかる活動を引き続き支援します。</p> <p>また、新たな高度専門医療の施設基準の取得に努めます。</p>
<p>(3) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の強化</p> <p>医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、個人情報の保護や情報公開には適切な対応を行うなど、行動規範の遵守と倫理の強化を図ること。</p>	<p>(3) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の徹底</p> <p>関係法令や内部規定を遵守するとともに、内部統制を確実に実施します。定期的に職員研修を実施するなど、行動規範の遵守と医療倫理の実践に努めます。</p> <p>個人情報保護や情報公開に関しては、明石市個人情報保護条例及び明石市情報公開条例に準じて適切に行います。</p>	<p>(3) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の強化</p> <p>高い倫理観のもとで医療行為が行われるよう、医療法をはじめとする関係法令等や行動規範を遵守すること。また、個人情報の保護や情報公開には適切に対応すること。</p>	<p>(3) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の強化</p> <p>関係法令や内部規定を遵守するとともに、定期的に職員研修を実施するなど、行動規範の遵守と医療倫理の実践に努めます。</p> <p>個人情報保護や情報公開に関しては、明石市個人情報保護条例及び明石市情報公開条例に準じて適切に行います。</p> <p>平成30年度に運用を開始した内部通報制度の他、内部統制システムにおいて必要な制度の整備に取り組みます。</p>



<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 医療職が集まり成長する人材マネジメント</p> <p>(1) 必要な医療職の確保  医療水準を向上させるため、迅速かつ柔軟な採用活動により優秀な医療職の人材確保に努めること。特に、優れた診療技術や診療に係る高度で豊富な知識を持つ医師の確保を図ること。  また、本来業務に専念できる体制や働きやすい環境の整備を図ること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 医療職が集まり成長する人材マネジメント</p> <p>(1) 必要な医療職の確保  ア 医師の採用において、高度な医療技術を有し診療機能の向上に直結する人材を早期に確保します。平成28年度中に消化器内科医、平成30年度までに外科医、耳鼻咽喉科医の確保をめざすほか、整形外科医や呼吸器内科医など体制の充実を図ります。また、医師不足が顕著な領域である麻酔科医の体制維持に対応します。  イ 質の高い看護を提供するため、知識や技術の向上に積極的に取り組み、幅広い視野をもってチーム医療に貢献できる、優秀な看護師の確保に努めます。  ウ 業務の整理、再編、役割分担の見直しなど効率性を高める業務改善の実施や雇用形態の多様化の拡充など、働きやすい環境の整備に努めるとともに、そうした取り組みを発信し、人材を惹きつける魅力につなげていきます。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 医療職が集まり成長する人材マネジメント</p> <p>(1) 必要な医療職の確保  医療水準を向上させるため、引き続き優秀な医療職の人材確保に努めること。法人組織の一員として行動できる人材の確保に注力すること。また、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい環境の整備を図ること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 医療職が集まり成長する人材マネジメント</p> <p>(1) 必要な医療職の確保  ア 法人の目指す方向性を理解し、目的を共有し行動できる人材を確保します。  イ 地域や市民にとって必要な医療を確実に提供していくため、優れた診療技術を有する医師を確保します。  大学医局との密接な連携の他、広く人材を外部に求め、診療体制の充実を図ります。  ウ 看護部が取り組んでいる「内部環境改善プロジェクト」と「新人支援プロジェクト」の活動を活性化させ、質の高い看護を安定的に提供するための人材の育成と確保に努めます。  エ チーム医療をはじめ診療面における役割の重要性が増す医療技術職について、高い専門性とコミュニケーション能力等を有する人材</p>
---	--	---	---

	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤医師数</li> </ul>		<p>の確保、育成に努めます。</p> <p>オ 医師や看護師が本来業務に専念できるよう、医師事務作業補助者や病棟クラーク等の体制の整備、充実を図ります。</p> <p>また、医師が自宅で遠隔画像診断を行うといった在宅勤務制度などの勤務環境の整備や年次休暇の計画的な取得への配慮などワーク・ライフ・バランスの確保を推進します。</p> <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師数</li> <li>・ 看護師数</li> </ul>
<p>(2) 魅力ある人材育成システム</p> <p>医学生をはじめとする研修生、実習生に対する教育や研修体制の充実、医療従事者の育成に努めること。</p> <p>また、各職務に関連する専門資格の取得など、専門性や医療技術の向上のための支援体制の充実を推進すること。</p>	<p>(2) 魅力ある人材育成システム</p> <p>専門医資格を有する中堅医師の配置を強化するとともに、初期医師臨床研修、後期専門臨床研修ともにプログラムの改善及び充実等により、若手医師にとって魅力ある育成に重点を置いたシステムを確立します。</p> <p>医師や看護師、コメディカルの専門資格の取得や技術向上の研鑽等を支援するとともに、専門資格や技術習得を活かして活躍できる環境の整備や機会の提供等を図ります。</p> <p>ICLS（心停止蘇生トレー</p>	<p>(2) 魅力ある人材育成システム</p> <p>職員の専門性や医療技術の向上のため、職務に関連する専門資格の取得などの支援の充実を図ること。</p> <p>また、医学生をはじめとする研修生、実習生に対する教育や研修体制の充実、医療従事者の育成に継続的に取り組むこと。</p>	<p>(2) 魅力ある人材育成システム</p> <p>医師や看護師、その他のコメディカルの専門資格の取得や技術向上のための研鑽等を支援するとともに、専門資格や技術習得を活かして活躍できる環境の整備や機会の提供等を図ります。</p> <p>ICLS（心停止蘇生トレーニング）研修の開催など、救急にかかる医療技術のさらなる向上を図ります。</p> <p>初期医師臨床研修、後期専門臨床研修ともにプログラムの改善及び充実等を図り、若手医</p>

	<p>ニング) 研修の開催など、救急にかかる医療技術のさらなる向上を図ります。</p> <p>全職員を対象に、当院の果たすべき役割である総合的医療、チーム医療の推進に必要な知識の習得と意識の向上を図るため、医療制度や保険制度など必要な研修を実施します。また、階層別の各種研修や、職場マネジメント等にかかる管理職研修を実施します。</p>		<p>師にとって魅力ある、育成に重点を置いたシステムを確立します。</p> <p>また、看護師については管理者育成プログラムの策定とクリニカルラダーの運用と改善を行い、チームの一員としての役割を果たせる優秀な人材の育成に努めます。</p>
<p><b>2 経営管理機能の充実</b></p> <p>(1) 役員の責務</p> <p>全職員が一丸となって、持続可能な経営を目指して市民病院が提供すべき医療機能の充実と収支改善の両立に向けて最大限努力できる体制を整備すること。</p> <p>全役員が経営に関する情報を共有しながら、広い視野で病院経営にあたること。</p>	<p><b>2 経営管理機能の充実</b></p> <p>(1) 役員の責務</p> <p>市民病院が、求められる役割を發揮しつつ、持続可能な安定した経営基盤を築くために、理事長はもとより役員一人ひとりが経営陣の一員としての自覚をもち、部門の長を脱却して病院経営者の立場から積極的に発言し、行動します。そして、理事長のリーダーシップのもと、理事会はチームとしてトップマネジメント機能を發揮します。</p>	<p><b>2 経営管理機能の充実</b></p> <p>(1) 役員の責務</p> <p>理事長をはじめ全役員は、内部統制の運用により組織の統括と指揮を行い、法人業務の適正な執行の徹底を図ること。</p> <p>また、全役員は経営情報を共有し、経営環境を的確に見極め、効果的な戦略をもって病院経営を牽引すること。</p>	<p><b>2 経営管理機能の充実</b></p> <p>(1) 役員の責務</p> <p>すべての役員は、組織を統制し業務を適正に執行するため、内部統制の体制を整備し、確実な運用に努めます。</p> <p>また、役員は、理事長を補佐するとともに、自らの経営力を向上させ経営陣の一員として主体的に行動していくため、組織管理や経営戦略等をテーマとしたセミナー・勉強会への参加や、大学(院)での医療経営プログラムの受講(MBA取得、科目履修等)など積極的に自己研鑽に努めます。</p> <p>理事会等においては、共有する経営情報から課題の抽出、戦略の検討等を迅速かつ的確に行うなど責任ある発言と行動</p>

			をもってトップマネジメントを実践します。
<p>(2) 管理運営体制の強化</p> <p>組織の目標を確実に達成するため、各部門の責任と権限を明確にし、情報共有の徹底、意思決定の迅速化など、管理運営体制を強化すること。</p> <p>医療職を含む中間管理職がマネジメント能力を発揮できるよう努力すること。</p>	<p>(2) 管理運営体制の強化</p> <p>各部門の部門長、所属長は、理事会の決定事項を確実に推進していく立場から、現場の課題を明らかにし、すみやかにその解決を図っていきます。</p> <p>また、部門B S Cの数値目標を部門長の人事評価にリンクさせるなど、部門長はそれぞれの部門のトップとしての自覚をもち、責任と権限をもって部門のマネジメントを行い、より質の高い経営に取り組みます。</p> <p>経営管理本部は、組織横断的な調整をはじめ、各部門と連携しながら病院全体にかかる調整機能をもって方針管理を徹底します。</p>	<p>(2) 管理運営体制の充実</p> <p>各部門の責任と権限を明確にし、医療職を含む中間管理職がマネジメント能力を発揮できるよう努力すること。管理運営体制の充実に向け、引き続きB S C（バランス・スコアカード）の運用を推進すること。</p>	<p>(2) 管理運営体制の充実</p> <p>各部門の部門長、所属長は、理事会の決定事項を確実に推進していく立場から、現場の課題を明らかにし、すみやかにその解決を図っていきます。</p> <p>特に診療科長は、医師派遣における医局とのパイプ役を担っており、診療科のトップとして自らの科の体制の維持、充実にかかるマネジメントを実践します。</p> <p>また、B S Cの運用により病院のミッション・ビジョン・戦略目標を各部門に落とし込むことで、経営方針の浸透と実践の徹底を図ります。</p> <p>さらに、部門B S Cの数値目標を部門長の人事評価にリンクさせるなど、部門長はそれぞれの部門のトップとしての自覚をもち、責任と権限をもって部門のマネジメントを行い、より質の高い経営に取り組みます。</p>
<p>(3) 事務職の役割の明確化と専門性の向上</p> <p>事務職の役割を明確にして、役割に応じた権限を持たせ、病院経営全般についてより推進できる体制づくりを行うこと。</p> <p>専門性の向上を図るととも</p>	<p>(3) 事務職の役割の明確化と専門性の向上</p> <p>人事や契約など管理部門を中心に改革が求められるなか、経営マネジメントの中心的な役割を果たす管理監督職など、知識と経験を有する人材を採用し、</p>	<p>(3) 事務職の育成の推進</p> <p>高い専門性と組織横断的な活動力を備えた職員及び事務系幹部職員の計画的な育成に取り組むこと。</p>	<p>(3) 事務職の育成の推進</p> <p>事務職員としての資質の向上を図るため、各種の研修やセミナー等への積極的な参加や他病院への視察等により、所属する課の業務に精通するとともに、業務の標準化等を踏まえた必要な改善</p>

<p>に、総合的な視点で組織の横断的役割を担う職員の育成に努めること。</p>	<p>市からの派遣職員と置き換えます。</p> <p>また、ジョブローテーションや専門研修、他病院への派遣研修などにより、計画的な職員の育成、専門性の向上を図ります。</p>		<p>提案を行います。</p> <p>また、病院の事務職員は医事部門のみならず管理部門であっても、医療職との円滑な関係性の構築や担当業務をより理解する等の観点から医療分野の基礎的な知識を習得するとともに、事務全体の業務の流れを理解しておく必要があります。</p> <p>そのために、自己研鑽はもとより、ジョブローテーションによる計画的な人事異動や部内における2～3か月の期間限定の人事交流、1～2週間かけて業務内容のレクチャーを受ける他課体験研修などに取り組みます。</p> <p>さらに、プレイングマネージャーである中間管理職については、マネジメント能力や調整力などを習得できるよう、平素から組織マネジメントを意識させる指導を行うほか、他病院の視察や経営力を養う外部研修の受講を促すなど、支援を図ります。</p>
<p><b>3 構造改革の推進</b></p> <p>(1) 組織風土の改革</p> <p>地方独立行政法人にふさわしい組織にするため、希薄なコスト意識や前例踏襲主義など、独法以前の体質からの脱却を図るための職員の意識改革を進めること。</p>	<p><b>3 構造改革の推進</b></p> <p>(1) 組織風土の改革</p> <p>地方独立行政法人の組織のあり方として、プロパー職員が市派遣職員のサポートを受けつつ、さらには自立して事務部門を主導していくことが必要であり、そのために、職員の意識改</p>	<p><b>3 構造改革の推進</b></p> <p>(1) 組織風土の改革</p> <p>法人の目標達成に向け、職員一人ひとりが日々の業務や組織に内包する課題に対して問題意識を高く持ち、業務改善やコストの削減など、率先して行動できるように、職員の意識改革を推</p>	<p><b>3 構造改革の推進</b></p> <p>(1) 組織風土の改革</p> <p>プロパー職員主導へと組織改革が進んだ事務部門をはじめとして、法人にふさわしい文化、風土の醸成へと職員の意識改革をさらに進めます。</p> <p>職員の問題意識を具体的な解</p>

	<p>革をさらに進めます。</p> <p>旧態依然たる意識を徹底的に改革するため、講演会やセミナーのほか、ワールドカフェ（少人数のグループがテーマに集中して対話することで相互理解を深める話し合いの手法）の開催などに取り組みます。</p>	<p>進すること。</p>	<p>決思考へと導けるよう、BSCを活用して問題解決の手順を考察するQC活動の発表会の充実に取り組みます。また、リニューアルするデジタルサイネージを活用するなど院内における全職員に対する経営情報の周知を徹底し、コスト意識ひいては経営参画意識の醸成に努めます。</p> <p>BSCの運用についても、病院全体の目標を出発点として各部門に落とし込んでいく際の技法や留意点等の認識を徹底し、BSCの本来目的であるベクトルの一致、帰属意識の向上に取り組みます。</p>
<p>(2) 人事給与制度の整備</p> <p>職員の能力や成果を的確に反映し、モチベーション向上や人材育成につながる公正で客観的な人事評価制度の運用を行うこと。</p> <p>また、社会情勢に適合し健全な経営につながる新しい給与制度の整備、運用を図ること。各部門における定員や業務内容の見直しを行い、業務の効率化を図ること。</p>	<p>(2) 人事給与制度の整備</p> <p>平成28年度から人事評価制度を導入し、職員の能力、業績、職責等を公正に評価し、職員のモチベーションの向上や人材育成、組織の活性化に取り組みます。</p> <p>また、新たな給与制度についても平成28年度から導入します。給料表を抜本的に見直して人事評価制度と連動した給与制度とするほか、公立病院以外を踏まえた給与水準の設計など、人件費の適正化を図ります。</p> <p><b>【目標値】</b></p>	<p>(2) 人事評価制度の運用</p> <p>人材育成や職員のモチベーションの向上、組織の活性化につながる公正で客観的な人事評価制度の運用を行うこと。</p>	<p>(2) 人事評価制度の運用</p> <p>制度を運用するなかで明らかになる課題を改善しながら、職員の能力、業績、職責等を公正に評価し、職員のモチベーションの向上や人材育成、組織の活性化に取り組みます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費対医業収益比率</li> </ul>		
<p>(3) 購買・契約制度の改変 購買方法及び契約方法の見直しを行い、多様な手法の中から効率的な購買・契約システムとその推進体制を構築すること。経費削減を図るため委託業務の内容の見直しを行うこと。</p>	<p>(3) 購買・契約制度の改変 診療材料等の調達に係るベンチマークを活用した価格交渉の推進、契約方法や委託業務の見直し等を行います。 また、平成 28 年度に契約事務経験者を採用するほか、セミナーへの参加等による担当職員のスキルアップを図るなど、交渉力の強化に努めます。</p> <p><b>【目標値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料費対医業収益比率</li> <li>・ 経費対医業収益比率</li> </ul>	<p><del>(3) 購買・契約制度の改変</del></p>	<p><del>(3) 購買・契約制度の改変</del></p>
		<p>(3) 労働生産性の向上</p> <p>適正な人員配置のもと、職員一人ひとりが業務のさらなる効率化を図り、労働生産性の向上に努めること。</p>	<p>(3) 労働生産性の向上</p> <p>円滑な業務運営や患者サービスの改善、職員のモチベーションの向上等の観点から労働生産性の向上に努めます。 I S O の取組を通じて、業務の標準化や手順化等を行い業務効率を高める他、業務の効率化や生産性の向上に関する職員研修の実施等に取り組みます。 また、国の提唱する働き方改革の流れのなかで、こうした取組の結果を長時間労働の抑制等につなげます。</p>

<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 業績管理の徹底</p> <p>(1) 診療実績の向上による収入の確保</p> <p>引き続き診療体制の充実を図り、病床利用率や診療単価の向上による増収に努めること。診療報酬請求等の的確な対応や未収金対策で収入の確保に努めること。</p> <p>また、診療報酬改定や健康保険法等の改正には迅速に対応し、収益の改善を図ること。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 業績管理の徹底</p> <p>(1) 診療実績の向上による収入の確保</p> <p>地域の医療機関との連携強化や救急診療体制の強化などにより、入院患者数の増加に努めます。</p> <p>また、DPCを踏まえた在院日数の適正化や重症患者の受入比率の向上などにより、診療単価の向上に努めます。</p> <p>さらに、診療報酬の徹底した分析や改定への迅速かつ的確な対応、施設基準の取得など、継続的に安定した収入の確保を図ります。</p> <p><b>【目標値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日平均入院患者数</li> <li>・ 入院診療単価（一般病棟）</li> <li>・ 新入院患者数</li> <li>・ 1日平均外来患者数</li> <li>・ 外来診療単価</li> <li>・ 病床稼働率</li> </ul>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 業績管理の徹底</p> <p>(1) 診療実績の向上による収入の確保</p> <p>病床稼働率及び診療単価の向上に努め、さらなる増収を目指すこと。また、診療報酬改定や健康保険法等の改正には迅速に対応し、収益の改善を図ること。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 業績管理の徹底</p> <p>(1) 診療実績の向上による収入の確保</p> <p>地域の医療機関との連携強化や救急診療体制の維持・充実などに引き続き取り組み、入院患者数の増加に努めます。</p> <p>また、入退院支援の充実を図り、DPCを踏まえた在院日数の適正化に取り組む他、重症患者の受入比率の向上により診療単価の向上に努めます。</p> <p>さらに、診療報酬の徹底した分析や改定への迅速かつ的確な対応、施設基準の取得など、継続的に安定した収入の確保を図ります。</p> <p>未収金について、現状の課題を洗い出し、改善を図るなど発生防止に取り組むとともに、回収困難な事例に対しては、弁護士法人への管理回収業務委託を継続して実施するなど、早期回収に取り組めます。</p> <p><b>【目標値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日平均入院患者数</li> <li>・ 病床稼働率</li> <li>・ 入院診療単価（急性期病棟） （回復期リハ）</li> <li>・ 新入院患者数</li> </ul>
--	---	---	---



			<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日平均外来患者数</li> <li>・外来診療単価</li> </ul>
<p>(2) 支出管理などによる経費削減 人件費や経費等について、具体的な数値目標を設定し、その達成を図るための様々な取組を進め、経費等削減を徹底すること。</p> <p>原価計算等を活用するなど経費支出の適切なコントロールを強化すること。</p>	<p>(2) 支出管理などによる経費削減 給与費比率や材料費比率、経費比率などの経営指標を経営管理本部において定期的に分析し、費用の削減等について改善提案を行います。また、資金の動きを経理担当部署が日々確認するとともに、収支予測に基づき支出をコントロールするなど、状況に見合った対応を行います。</p> <p>診療科別や部門別などの原価計算を活用して、収支の改善や不採算医療の費用算定に役立てます。</p>	<p>(2) 支出管理などによる経費削減 材料費や人件費、経費など主要な費用について具体的な数値目標を設定し、その達成を図るための取組を進め、引き続き効率的な支出管理に努めること。</p>	<p>(2) 支出管理などによる経費削減 給与費比率や材料費比率、経費比率などの経営指標を経営管理本部において定期的に分析するとともに、収支予測に基づき支出をコントロールするなど、状況に見合った対応を行います。</p> <p>費用の削減について、物流管理システム（SPD）による医療材料等の適正管理やベンチマークの活用による価格交渉の継続実施等により医療材料および薬品費の支出抑制に取り組みます。</p> <p>委託費については委託業務内容の精査を行うとともに、多様な契約手法の活用や競争原理の徹底を図ります。</p> <p>人件費については医療の質や安全面の確保等に配慮の上、業務内容や業務量に応じて適正な人員配置を行います。また、時間外勤務の適正化を図るとともに、職員数に見合った収益を確保することで、人件費の適正化を図ります。</p> <p><b>【目標値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料費対医業収益比率</li> <li>・経費対医業収益比率</li> </ul>

			・ 人件費対医業収益比率
		(3) 原価計算の活用  診療科別・部門別等の原価計算を活用し、業務改善に努めること。市が支出する運営費負担金に基づく不採算医療や政策医療等についてもその経費を精査すること。	(3) 原価計算の活用 診療科別や部門別などの原価計算を活用して、収支の改善や不採算医療の費用算定に役立ちます。
<b>2 安定した経営基盤の確立</b>  (1) 経常収支の改善 中期目標期間内において、すみやかに累計経常収支の黒字化を図ることはもちろんのこと、将来にわたり持続可能な病院経営ができるように資金ベースも見込んだ黒字額を確保すること。 また、公的な医療機関として不採算医療や政策医療などを担っているため、能率的な経営を行ってもなお、客観的に独立採算が困難な経費については、運営費負担金として国及び市から費用を支出することとなる。したがって、市民が納得できるよう、当該負担金については内容を明らかにした上で、適切に中期計画へ反映すること。	<b>2 安定した経営基盤の確立</b>  (1) 経常収支の改善 医療を取り巻く環境の変化に対応しつつ、戦略的な病院経営を行い、単年度収支及び中期計画期間中の累計経常収支の黒字化、並びに資金の黒字額を確保し、経営の安定を図ります。 市からの運営費負担金の交付のもとで不採算医療や政策医療を含めた市民病院としての役割をしっかりと果たすとともに、増収対策や費用の削減をもって安定した経営基盤を確立し、運営費負担金のうち総務省に示された基準以外の市独自負担分について段階的な削減を図り、より自立した経営の実現に努めます。  <b>【目標値】</b>	<b>2 安定した経営基盤の確立</b>  (1) 収支の改善 持続可能な病院経営ができるよう、また、将来の投資が可能となるよう、中期目標期間を通じて経常収支・資金収支の黒字を目指し、経営基盤の安定のため自己財源の確保に取り組むこと。	<b>2 安定した経営基盤の確立</b>  (1) 収支の改善 市民病院としての役割を将来に亘って継続的に担うことができるよう、また将来に向けての投資が可能となるよう、戦略的な病院経営を行い、中期計画期間を通じて経常収支・資金収支の黒字を目指します。 市からの運営費負担金の交付のもとで不採算医療や政策医療を含めた市民病院としての役割を継続して果たすとともに、増収対策や費用の削減をもって安定した経営基盤を確立し、運営費負担金のうち総務省に示された基準以外の市独自負担分について段階的な削減を図り、より自立した経営の実現に努めます。  <b>【目標値】</b>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経常収支比率</li> <li>・ 医業収支比率</li> <li>・ 医業収益</li> <li>・ 入院収益</li> <li>・ 外来収益</li> <li>・ 資金期末残高</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経常収支比率</li> <li>・ 医業収支比率</li> <li>・ 医業収益</li> <li>・ 入院収益</li> <li>・ 外来収益</li> <li>・ 資金期末残高</li> </ul>
<p>(2) 資金収支の改善と計画的な投資</p> <p>医療機器の購入や設備投資には、地域の医療状況や市民ニーズを踏まえながら採算性を検討するとともに、購入や投資後の投資効果の検証を実施すること。</p> <p>また、病院建替など将来の設備投資に備えた財源の確保に努めること。</p>	<p>(2) 資金収支の改善と計画的な投資</p> <p>医療機器の購入は、医療需要の変化や医療政策の動向等を踏まえつつ、必要性や採算性を十分に検討するとともに、その効果を検証します。</p> <p>また、病院の建替など将来の設備投資を踏まえた総合的な投資計画を策定し、計画的な自己財源の確保に努めます。</p>	<p>(2) 計画的な投資</p> <p>整備方針について市と十分な連携を図りながら、地域医療構想を踏まえつつ、建替を含めた投資計画を策定し、計画的な投資を行うこと。病院機能を保持するための改修や医療機器などの購入・投資にあたっては、必要性や採算性を検討のもと計画的に実施し、投資効果を検証すること。</p>	<p>(2) 計画的な投資</p> <p>老朽化が進む病院施設について、医療環境の変化に伴う狭隘化の解消や病院機能の向上を図るため、地域医療構想を踏まえ市と十分に連携しつつ、整備計画を検討します。また、制度上の財源措置や借入返済の負担割合等を鑑みながら内部留保資金のあり方を見通すなど、建替を含めた投資計画の策定に取り組みます。</p> <p>病院機能維持のための改修や医療機器の購入にあたっては、必要性や採算性を十分に検討するとともに、その効果を検証します。</p>